

平成27年度 第1回 庄内町総合教育会議

日時／平成27年8月26日（水）午前10時

場所／庄内町役場本庁舎2階第一会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 概要説明

(1) 総合教育会議について

(2) 教育等の振興に関する大綱について

4 協議事項

(1) 庄内町総合教育会議運営要綱（案）について

(2) 庄内町教育大綱（仮称）の策定について

(3) その他

5 閉 会

平成 27 年度 第 1 回 庄内町総合教育会議

● 構成員

職 名	氏 名
庄内町長	原 田 眞 樹
庄内町教育長	菅 原 正 志
庄内町教育委員会委員	今 野 悦 次
庄内町教育委員会委員	池 田 智 栄
庄内町教育委員会委員	阿 部 弓 子
庄内町教育委員会委員	加 藤 将 展

● 出席を要した職員

職 名	氏 名
総務課長	樋 渡 満

● 事務局

職 名	氏 名
教育課長	梅 木 明
教育課教育総務係長	海 藤 博

「総合教育会議」の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第1条の4

(1) 設置の趣旨

- ① 教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため。
- ② 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、全ての地方公共団体において設置される。(条例又は規則において設置を定める必要はない。)

(2) 位置付け

首長と教育委員会によって構成されるものであり、対等な執行機関同士の協議・調整の場である。

調整	教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、児童福祉などの地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ること
協議	調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるもの

(3) 協議及び事務の調整事項

- ① 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する協議
 - ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- ※ 教育委員会が所管する事務の重要事項全てを協議調整する場ではない。また、教科書採択や個別の教職員人事等、政治的中立性が高い事項や、日常の学校運営に関する些細な事項は協議すべきではない。

(4) 構成員等

- ① 会議は地方公共団体の長及び教育委員会により構成する。また、必要に応じて関係者又は学識経験者から意見をきくことができる。
- ② 会議は地方公共団体の長が招集する。また、教育委員会が協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対して、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(5) 会議の公開と議事録の作成及び公表

会議は原則公開するが、個人の秘密や会議の公正を保つ必要がある場合は非公開にできる。また、地方公共団体の長は、会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成し、公表するよう努めなければならない。

(6) 調整の結果の尊重義務

会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項（地方公共団体の長及び教育委員会が合意した事項）については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。なお、調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長それぞれが判断する。

(7) 会議の運営

会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

「教育等の振興に関する大綱」の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第1条の3

(1) 策定の趣旨

民意を代表する立場の首長に大綱の策定を義務付けることによって、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため。

(2) 大綱の定義

- ① 地方公共団体の長が策定するものである。
- ② 国の教育振興基本計画における基本的な方針を参考にしながら地域の実情に応じて策定するものである。
- ③ 地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定するものではない。

(3) 総合教育会議

地方公共団体の長は大綱を定め、又は変更するときは、あらかじめ総合教育会議において協議する。

(4) 大綱の公表義務

地方公共団体の長は大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく公表しなければならない。

(5) 大綱の策定権限

大綱の策定権限は地方公共団体の長が有するが、教育委員会の所管に属する事務を、管理し執行する権限が地方公共団体の長に与えられたものではない。

(6) 大綱の記載事項

主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているが、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や方針が考えられる。

例) 学校の耐震化・学校の統廃合・総合的な放課後対策・幼児教育及び保育の充実等

(7) 大綱の尊重義務

総合教育会議において、協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合は、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかる。

(8) その他留意事項

- ① 大綱が対象とする期間は、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることから、4年から5年が想定されている。
- ② 大綱は、地方公共団体の長が策定するが、教育行政に混乱を生じさせないように、総合教育会議において、十分に協議・調整を尽くすことが肝要である。
- ③ 地方公共団体の教育振興基本計画や総合計画において、教育行政における基本方針が示されていれば、総合教育会議において協議・調整し、当該計画を大綱にかえることができる。この場合、別途大綱を策定する必要はない。

●庄内町総合教育会議における当面の協議・調整事項（案）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定上の事項	庄内町総合教育会議 【下線太字が第1回で協議・調整されたい事項】
1 大綱の策定に関する協議（第1条の4第1項）	<p>◆<u>庄内町教育大綱（仮称）を策定するのか、庄内町教育振興基本計画（平成27年12月策定予定）をもって庄内町教育大綱（仮称）とみなすのか</u></p> <p>◆<u>新たに策定するのであれば、どのような大綱にするのか</u></p> <p>◆<u>策定及び公表の時期はいつ頃にするのか</u></p> <p>◆<u>パブリックコメントは実施するのか</u></p>
2 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策（第1条の4第1項第1号）	<p>◆教育に関する重要施策の方向性の検討（新年度予算など）</p> <p>◆子育て部門との組織改編について</p> <p>◆学校規模の適正化や、小中学校の大規模改造の必要性の検討</p> <p>◆社会教育施設の耐震化、体育館と図書館の建設問題</p>
3 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置（第1条の4第1項第2号）	◆現在は予定なし
4 総合教育会議の運営に関し必要な事項（第1条の4第9項）	<p>◆<u>庄内町総合教育会議運営要綱の決定</u></p> <p>◆<u>次回開催日程と今年度中の開催回数について</u></p>

●平成27年度 庄内町総合教育会議のスケジュール（案）

開催時期	協議事項の例
8月26日	庄内町総合教育会議運営要綱の決定 大綱の策定に関する協議
11月上旬	教育に関する重要施策の方向性の検討（新年度予算など） 子育て部門との組織改編について

庄内町総合教育会議運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、庄内町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（招集）

第2条 町長は、会議を招集しようとするときは、日時、場所ならびに会議に付すべき事項を開会日の3日前までに告示し、構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 町長は、法第1条の4第4項の規定に基づき、教育委員会から会議の招集を求められたときは、速やかに会議を招集しなければならない。

（会議）

第3条 会議の議長は町長が行う。

2 会議は、緊急を要する場合は、町長と教育長のみで開くことができる。

3 町長は、必要があると認めるときは、職員を会議に出席させることができる。

（傍聴）

第5条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催時刻の20分前から5分前までに、会場の入口で傍聴人受付簿に自己の住所、氏名及び年齢を記入し、指定の席に着かなければならない。

2 町長は、傍聴席が満員となったときは、傍聴人受付簿をもとに、先着順により傍聴人を決定するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、報道関係者で町長が特に認めるものは、会議を傍聴することができる。

（傍聴の禁止）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 危険物又は会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が傍聴を不相当と認める者

（傍聴人の遵守事項）

第7条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) みだりに傍聴席を離れないこと。

(2) 飲食又は喫煙をしないこと。

(3) 私語、談話又は拍手をしないこと。

(4) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

(5) 写真や動画を撮影し、又は録音しないこと。ただし、町長の許可を得たときは、この限りでない。

(6) 前5号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 町長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、法第1条の4第6項ただし書きの規定により会議を公開しないとき、又は前条第2項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(議事録)

第9条 町長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを公表するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者の氏名
- (3) 調整及び協議の概要
- (4) その他町長が会議において必要と認める事項

2 議事録は、町長と教育長の署名をもって決定し、公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書きの規定により会議を公開しない部分については、この限りでない。

(事務局)

第10条 会議の事務局は、教育委員会事務局に置く。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月26日から施行する。